

『2016年版 司法試験 完全整理択一六法 行政法』
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2016年4月14日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
329	下から11行目	判 当該宅地の所有権及び……	当該宅地の所有権及び……	2016.03.23
116	下から2行目	行政不服審査法に基づく審査請求をすることができない(27)。 ∴ 聴聞手続によって、手続保障があるといえる	行政不服審査法に基づく審査請求をすることが できる(27参照) 。 削除	2016.02.08
404	下から1行目から405頁上から1行目まで	議員定数は条例で定めることができる が、上限数は法定されている(地自90) 。	議員定数は条例で定めることができる (地自90I) 。そして、地方公共団体の自由度の拡大を図り、地方自治を推進するため、議員定数の上限数に係る制限は 廃止された 。	2015.09.26